

公 告

山国川河川事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定の締結 (電気通信設備工事)

次のとおり公告します。

平成24年 2月10日

国土交通省九州地方整備局
山国川河川事務所長 坂山 敏二



1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本基本協定は(以下「本協定」という。)は、国土交通省九州地方整備局山国川河川事務所(以下、「当事務所」という。)の直轄管理区間(河川・ダム)又は災害対策本部長(九州地方整備局長)から出動命令があった場合は、それ以外において発生した災害の応急対策に関し、これに必要な組織及び電気通信関係機材、並びに資材、労力等(以下「資機材等」という。)の確保及びその動員の方法を定め、迅速に緊急時の応急復旧作業等を実施し、もって流域住民や河川利用者等の安全確保及び早急な施設の保全・復旧に努め、社会経済に与える影響を最小限とすることを目的とするものである。

(2) 協定対象区域及び協定対象企業数等

公募する協定対象区域及びその協定対象企業数は、下記のとおりである。

協 定 対 象 区 域	協定対象企業数
山国川河川事務所直轄区間(河川・ダム)及び災害対策本部長(九州地方整備局長)から出動命令等、指示された場所。	2社程度

(3) 作業内容 主な内容は光ケーブルの災害復旧等

(4) 協定期間 平成24年4月1日(予定) ~ 平成25年 3月31日

(5) 協定を締結する企業の選定

1) 本協定の締結を希望する企業は、技術資料を提出する。

2) 提出する技術資料は、下記のとおりとする。

- ①工事基地の位置 ②緊急事態時の体制 ③有資格技術者数等
④光ケーブル敷設の実績 ⑤資機材等の調達 ⑥災害協定等の締結実績

3) 提出された技術資料を基に総合的な評価によって協定対象企業を特定する。

(6) 本協定締結後の作業の請負契約

- 1) 本協定締結後に災害が発生した場合等にあつて、当事務所が作業の実施が必要と判断した場合は、当事務所は協定を締結した企業（以下「協定企業」という。）に対して、必要となる作業の実施の要請を行うものとし、あわせて両者は作業の請負契約を速やかに締結するものとする。
- 2) 1) に該当する場合であつて、当事務所が諸般の事由から対象となる協定企業に作業を実施させることが適切でないと判断した場合は、他の協定企業の了解を得て、必要となる作業の実施の要請を行うことができるものとし、この場合は当該企業を相手として作業の請負契約を速やかに締結するものとする。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における、平成23・24年度の通信設備工事及び維持修繕工事に係る一般競争参加資格の認定を受けて受けていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 緊急事態発生に伴う協力要請があつた場合、当事務所へ概ね2時間以内に到着できる体制を確保できること。
- (5) 技術資料の提出期間中において、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 建設業法に基づく本店が福岡県または大分県内に所在すること。
- (7) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3. 基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒871-0026 大分県中津市大字高瀬1851-2 (電話0979-24-0571)
国土交通省九州地方整備局 山国川河川事務所

担当：調査・品質確保課 建設専門官 矢野 信幸 (内線401)
管 理 課 機電係長 中島 格 (内線334)

(2) 技術資料等の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：平成24年2月10日(金)から平成24年3月2日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒871-0026 大分県中津市大字高瀬1851-2
国土交通省九州地方整備局 山国川河川事務所 調査・品質確保課
- ③ 交付方法：手渡しにより交付する。

(3) 技術資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：平成24年2月10日(金)から平成24年3月2日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 提出場所：上記3(2)に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。宅送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

(4) 協定対象企業特定のお知らせ

- ① 協定対象企業のお知らせ：平成24年3月26日(月)までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。

4 評価方法

評価項目	評価内容	ウエイト
①工事基地の位置	工事基地の位置と当事務所までの距離に応じて評価する	10
②緊急事態時の体制	緊急事態時の活動内容を熟知し確実な情報伝達と円滑な作業実施体制が確保されているかを評価する	30
③有資格技術者数等	有資格技術者数及び配置予定技術者の資格を評価する	20
④光ケーブル敷設の実績(企業)	各行政機関(国・県・市)公共事業に係る企業の施工実績を評価する。また、下請けとしての実績も評価の対象とする	20
⑤資機材等の調達	資機材及び労務の調達能力に応じて評価する	10
⑥災害協定等の締結実績	災害協定等(本協定と目的が同一なもの)の締結実績を評価する	10

5 その他

(1) 提出及び技術資料の無効

本公告に示した参加資格に適合していない企業の提出、又は技術資料に虚偽の記載があった場合は、無効とする。

(2) ヒアリングについて

提出された技術資料等に疑義が有る場合又は技術力の確認等が必要となった場合は、ヒアリングを実施する。ヒアリングの対象者は提出された配置予定技術者のうち代表者1名とする。

① 日 時： ヒアリング日時は、必要に応じて連絡する。

② 場所等： ヒアリングは、電話により行う。

③ 内 容： 提出資料に基づき、質疑を行う。

(3) 協定締結の評価

本協定締結後は、電気通信設備関係工事において、総合評価入札制度の評価対象となる場合もある。